

<研究ノート>

## 協同組合簿記の若干の問題点

古 賀 実

### 一、緒 言

およそ協同組合がいわゆる共喰いに陥ることを避け、共同の福祉を計るために組合員となるものが、この目的精神をもって結合したる協同体なることは各国の協同組合の発達の歴史がこれを明示している所である。農林漁工鉱業等の企業の協同組合も勿論この例外をなすものではない。しかし協同組合の事業の運営については、当該組合の実情によって理念上の差異が生ぜざるを得ない。それは大別して二派にわかれる。即ち一は組合員の総意によって業務運営をすべきものとの立場であり、他の一は、選任したる組合役員の創意を生かして運営に当らしむべきものとの考え方である。別の角度からいうと、前者は組合員が財務を初め組合の業務に常時統制を加えて行くべきものとの考え方に立ち、後者は組合役員に能う限り自由に手腕を発揮せしめるべきものとの理念である。いわば、前者は組合運営について統制経済的立場に立ち、後者は自由経済的立場に立つものであるといっても、さほど言い過ぎとはなるまい。この二派の理念は、企業協同組合の簿記方法論上に基本的な相違をもたらすことは自然の理であろう。即ち、統制理念に立つ前者は予算の記帳を重視し、予算に基づく事業の執行の記帳をむしろ本則とし、予算に基づく業務執行にふさわしからざる面の取引はやむを得ず企業簿記の方法に従い、自由経済的理念に立つ後者は、全面的に企業簿記の方法を採るべしとするのである。

### 二、公会計の適用について

協同組合は統制經理の理念によれば、組合員の出資金を保護し、組合員の協同的意思に基づいてその提供した事業資金を使用することを厳格に守らしめねばならない。もっともこの事は自由経済理念に立っても当然守らしめられるべきことであるが、統制經理

の場合は要求の度が遙かに強いことになる。そして上記事業資金は一般の社会通念によって二つに分類できる。その一は、一般の日常繰返される書記的業務、固定資産の管理活動などに当てられる「經常資金」であり、他の一は、生産（または加工、販売、購買、保管、運送、検査）事業、金融事業、共同施設事業、厚生事業施設、研究及び弘報事業等に分割され、施設が厩大になる場合には、特別資金として、収支計算及び財産計算を区分されるところの「事業運用資金」これである。そしてこれに対し、組合員の出資金はこれを「基金」とし、特別資金に属するものを除いて、固定資産、投資、並に長期負債、資本である組合員の出資金、加入金等を区分することになる。而して非営利法人としての協同組合の勘定組織の三本の柱を成す上記の三分類項目間の関係は、上述の組合の理想に基づいて固定資本とみなされる「基金」を根幹とし、「經常資金」と「事業運用資金」とは「基金」より引出されたる資金とみなされ、この費消は即ちそれだけ基金の減少となる関係におかれ、従って両者間に同一取引の二重記入が行なわれ、イギリスで発展を見た「複会計制」(double-account system)の適用を見得ることになるのである。

この関係を仮設例によって次のように示すことができよう。

經 常 資 金		事 業 運 用 資 金	
資 産 1,000,000	負 債 700,000	資 産 800,000	負 債 400,000
／	基金借 300,000	／	基金借 400,000
<u>1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>	<u>800,000</u>	<u>800,000</u>

  

基 金	
事業運用資金貸 400,000	資 本
經常資金貸 300,000	出 資 金 1,000,000
その他固定資金貸 300,000	／
<u>1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>

上記例によって基金が各資金へ貸付けられ、各資金は基金から借りた関係になることを見ることができる。

次にこの会計処理法上の一、二の問題点に触れたい。その一は、上記の三勘定群の各勘定に入る事項につき記述した所により明らかにされるごとく、固定資産の減価償却の計算は各勘定に関係する点である。このことは協同組合の経費は利用者（たいていは組

合員）の利用度によってきめることを原則とする特殊性と関連ある所であり，協同組合の事業活動に利用される固定資産の減価償却は，各利用者の負担計算をしなければならない背景を有するのである。この場合に事業運用資金は減価償却費を計上することになり，これを固定資産が属する基金とどのように結び付けられるかが問題点となるが，次の事例によって説明することにしよう。即ち，取得価格 1,000,000 円，耐用年数 6 年，定率法による償却率 0.319 の車輛（乗用車）について期末に減価償却を計算する。この場合は次のように仕訳される。即ち

（基 金）

（借）事業運用資金貸 319,000円 （貸）車輛減価償却準備金 319,000円

（事業運用資金）

（借）減 価 償 却 費 319,000円 （貸）基 金 借 319,000円

減価償却費の負担は各事業別に分割されることになるが，耐用年数が尽きるまで，減価償却をしてしまうと，残存価格を除いた 900,000 円は，双方の資金の貸借となり，相殺勘定として残る。いい換えると，事業資本である固定資産は，運用資金の中に流動化されて残っているのであるから，固定資産が廃却されて代替物を買入れるときは，事業運用資金の現金を基金に戻してもらうのである。上記の車輛耐用年数経過せるにつき廃棄処分が付することにした。ただし減価償却累計額 900,000 円。この場合の売却の仕訳は次のごとくなる。

（基 金）

①（借）車輛減価償却準備金 900,000 （貸）車 輛 1,000,000

経 常 資 金 貸 50,000 (註)

基 金 残 高 50,000

(註) 現金の収入は基金の収入としてではなく，経常収支計算で取扱う。

（経 常 資 金）

②（借）現 金 50,000 （貸）基 金 借 50,000

そして車輛の新規買入は次のように仕訳される。

（事業運用資金）

③（借）基 金 借 900,000 （貸）現 金 900,000

尚この場合，予算に基づいて新規買入の支出が行なわれるのであるから，予算の記帳がなされねばならない。再び仮設例として，予算に代替買入車輛が決定された。ただし



て妥当適正と考えられる——との組織的な記帳体系を把握することができよう。固定資産の減価償却もその流動化の理論によって資金会計論的に理解され得る所である。もっとも、この点は議論の存する所であるが、これについては本誌第19巻第2号の拙稿において述べたる所でもあるので、本稿では立ち入って論ずるのを割愛する。ただ複雑な複会計制による経理をすべきか否か、その妥当性の有無については将来の研究の対象としたい。

非営利法人としての協同組合の経理上の問題点の他の一として予算執行の経理を挙げるべきであろう。協同組合の非営利法人としての面——勿論営利事業の面は全般的に言って一部に過ぎない——の会計は組合員への奉仕を旨とする（農業協同組合法第8条）ものであり、この点公会計に準ずべき面を有することになり、予算執行の会計の性格を否認することはできないであろう。記帳技術上の中核ともなる問題点は貸借対照表上の経常資金の部の資産の部に掲記される「支出負担」勘定と負債資本の部に掲記される「支出負担準備金」勘定の扱い方であろう。即ち予算執行の会計の中核となる所の予算が使用せられたときの現象を表現するこの両勘定は一種の対照勘定と考えて差支えないものである。そもそも企業会計では支出のための予備行為は通常企業の財産に増減変化を現実にはきたさないのが仕訳の対象にならないのが普通である。しかし、非営利法人は予算が成立したときに支出される義務と収入を行なう権利が定められているので、この支出予算を行なうべく、契約をし、あるいは注文をした場合には、実質的にその行為に基づいて将来に支払をなす義務を負担し、またはある種の財産についてその支払のための引当をしなければならぬ義務を生ずるので、発生主義の観念に基づき、現金の支出義務が起きる以前、予算による執行権の行使があったという考え方から仕訳の対象となる。即ち、注文書発行あるいは契約成立の場合に

（借）支出負担 ××                      （貸）支出負担準備金 ××

の仕訳が行なわれ、注文または契約が履行せられたときには

（借）支出負担準備金 ××                      （貸）支出負担 ××

の仕訳が行われる。決算期末に至って、契約が未履行のまま翌期に引続くものについては、対照勘定の内、支出負担勘定はこれを支出予算勘定借方に振替えられる。支出負担準備金は貸方残高をそのまま次期に繰返して、次期で前期の予算未支出分として決済される。支出予算勘定では、借方の支出合計と、期末の支出負担残高合計が当期の決算実績を示し、貸方の金額が支出予算を表わすから、その差額、すなわち剰余、あるいは不

足分は未処分剰余金に振替えられることになる。この関係を勘定表で示せば次のようになる。

対 照 勘 定			
支 出 負 担		支 出 負 担 準 備 金	
→(1) 支出契約成立	期中に実現したも の	←期中に実現したも の	(1) 支出契約成立← このまま次期へ 繰越される
	(2) 期末整理支出← 予算に振替		

  

支 出 予 算	
支 出	支 出 予 算 高
→(2) 支出負担	
未処分剰余金	

上記の予算執行の経理は、しかしながら、多くの資本主義国家の協同組合の実状に照し、実施上大きな制扼なしとしない。第一に明瞭なことは、前に一言触れたように、発生主義会計方法を採用していない組合には妥当しないことである。協同組合も全般的には発生主義会計を採用するものが顕著に増加してはいるが、現金主義会計を固守する組合の数も未だ決して無視できないようである。第二に、発生主義会計方法を採用していても、また予算が成立していても、これに基づいて支出する義務を履行し、また収入する権利を行使するに当っても、このような厳格な経理をする必要のある組合が決してすべてではないことで、「鶏をさくに牛刀を以てす」るきらいが生じ得ることである。少なくともわが国の協同組合の実状はこのことを証明しているといつてよいようである。概して、比較的大規模の組合には確かに望ましい経理方法であるが、中小規模——これが圧倒的に多い——の組合に対しては問題が存する。

### 三、利用高主義と資本維持の簿記

協同組合に企業的活動と能率とを發揮せしめる意図から、または簿記の原理の適用性の立場から完全に企業簿記を採用して不可なき場合がある。農業者は農産物の生産には熟練していても生産に必要な諸材料用具等の購入・生産物の販売、金融保険・倉庫等の取扱い利用については不慣れで、この種の事柄を農業協同組合の結成によって隘路を開すべき場合には組合に企業的活動をなさしめ、適任者を役員とし、その手腕を十分に

発揮せしめる方が経営成績向上に役立つことは協同組合主義の先進国デンマーク等において実証せられておる所で、かかる場合、企業簿記を採用するのが自然であり妥当である。従って一般には、協同組合の簿記は企業簿記を原則としている。今ここに農業に例をとり、協同組合の記帳の特徴を浮き彫りにしながら若干の問題点を挙げて論述することにする。

(一) 賦課金の取扱い

農業協同組合は組合員に対する農業技術並びに農業経営に関する指導、教育と情報活動、生活改善の指導等の業務を遂行するに必要な資金は本則として組合員からの徴収にまつ。この場合問題となるのは、まず割当額の算出方法であるが、組合員の利用高によるのが原則である。従って農協が組合員の乳牛から搾取したる牛乳の集荷販売の業務を営んでいる場合にはこの集荷額によらねばならぬことになる。そこでこれを正しく整理しておくためには各組合員別の集荷量、金額を日付と共に記入する補助簿を具えおくべきである。かくすることによって各組合員の組合利用高を金額的に掌握できることになる。又それには組合員の乳牛の格差により生ずる牛乳の質の差に基づく単価の差を明瞭にしおくための摘要欄を設定すべきである。かくて各組合員の供出額の集荷総額中に占める割合によって賦課金額を算定し得る。

賦課金についてはまた別に補助簿として賦課金記入帳を具え、これに組合員別に賦課額収納額などを記入整理すべきであるが、略式に示せば次の要領である。

甲 組 合 員	
賦 課 額	収 納 額

得意先元帳の人名勘定と同じ記入要領である。

各組合員の一期分賦課金、収納貯金振替分 250,000、現金分 200,000 受け入れたとしたときは

(借) 現	金	200,000	(貸) 指 導 収 入	450,000
	普通貯金	250,000	(賦 課 金)	

の仕訳ができ、年度末に賦課金未使用残金がある場合は、賦課金仮受金として翌年度に繰越し、翌期に戻し処理することになる。上記例に従い、賦課金未使用残金 50,000 を仮受処理することにした場合は

(借) 指 導 収 入	50,000	(貸) 経 済 貸 方 経 過 勘 定	50,000
(賦 課 金)		(賦課金仮受)	

の仕訳が得られる。

この場合、経済貸方経過勘定は負債勘定に入ることとは勿論である。指導収入勘定には、賦課金の外に指導補助金（営農指導員設置補助とか採種補助など）、実費収入（指導事業実費を受益者から徴収する場合）が所属する。未使用残の賦課金、即ち翌期に通常戻し処理される賦課金仮受金は、もし賦課の目的が当期に限定される性質のものである場合は、各組合員の利用高に応じて、場合によっては、返還の処理をすることも勿論可能である。

#### （二）利用分量主義についての考察

協同組合の非経済的事業についての費用は、前述のごとき賦課金によることもやむを得ぬことであるが、協同組合は本来の性格としては組合員の出資によってその事業を営むべきものであるから、その費用は出資によることを本則とすべきである。従って、生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、商品券の発行、貸付等のいわゆる経済事業に要する費用は、使用料または手数料によってまかなわれる。使用料及び手数料は、組合員が使用した程度すなわち受益者の受益割合に応じて負担する所に、前述の賦課金と相違するところがある。使用料とは、例えば、倉庫、運搬用具等の賃貸料のごとく、組合の物的施設の使用に対する対価として、使用者から徴収する料金である。手数料とは、委託販売、委託仕入の手数料、検査料、保管料、運賃のごとき、組合の役務に対して徴収する料金である。受益者負担の理念に基づく協同組合の経済事業に対する使用料、手数料主義は合理主義にかなっていることは疑念の余地がないが、ただ料金額が当該各事業に対する適当なるものであるかどうかの問題が存することを指摘するに止めた。

利用分量主義について討議の俎上にのぼすべきものは、何と云っても組合の剰余金の配当に関してである。協同組合の剰余金の配当原理としては、会社企業のように出資額に応じてきめる出資額主義と、組合の利用度・使用度に応じてきめる利用分量主義との二つが挙げられるが、この両者の優先順位、比較対照が問題の中心となる。利用分量主義優先論者の見解によれば、協同組合は人的結合に基礎を持つものであるから、利用分量を優先し、出資額による分については限度を設定するのが協同組合の理念に合致するものであるとし、かつ利用分量配当は法規上組合の損金算入を認められ免税となっておる（中小企業等協同組合法第9条、商店街振興組合法第12条、法人税法第61条）ことの趣旨から考えてもそうであるとする。これに対し出資額主義優先論者は、協同組合は



出資者の出資額を固く擁護する建前となっておる点から、まず適正金利の支払をなすべきであり、また利用分量主義による配当は組合を免税にするが、受ける組合員が課税されるのに反し、出資額主義では組合は免税されない代りに、これを受け取る組合員は免税される仕組になっており、この方が組合員の利益になることを指摘し、かつ他方において、多額の出資者が、必ずしも組合をより多く利用するとは限らないことも考慮すべきであるとする。

わが国の法規は(事業協同組合定款例第 55 条, 商店街定款例第 51 条, 商工組合定款例第 62 条, 環境衛生定款例第 59 条) 概ね出資額主義に左祖し、「剰余金の配当は、総会の議決を経て、年 1 割の範囲内において、事業年度末毎における組合員の出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員が、その事業年度において、組合の事業を利用した分量に応じてする」ことにしている。

惟うに、わが国の現状においては出資額主義をとる規定の論拠に若干傾かざるを得ないように思うが、協同組合の本来のあるべき所にこれが合致しているものとは思われない。協同組合の本来のあるべき所は利用分量主義の方が妥当と思われ、ことに協同組合を成長させ発展させることによって構成組合員の利益を計ってゆくという立場に立てば、利用分量主義の理論の方がまさっているように考えられる。この点に関連し、決算前に組合員の利用量に応じた「割戻」を行なって組合員の課税を減免せしむべきだとする考え方があるが税務上の問題点となる。尚、わが国の現状では利用分量主義にしても出資額主義にしても、いずれか一方のみで配当額をきめることは無理で、当分は両建で行くべきであろうが、優先順位の問題は常に存している訳である。

### (三) 回転出資金について

協同組合の簿記は資本維持の簿記といわれるほどに組合員の持分の経理を中心とする特殊なものがあるが、その著しい例として「回転出資金」勘定が挙げられる。本来組合員への配当に向けられるべき当期利益金の一部または全部を出資金に振り向けることが認められている(農業協同組合法第 52 条の 2)。事例として、当期利用分量配当金 500,000 のうち、300,000 を回転資金とする処分案が承認されたので、その残額は各人の普通貯金に振り込んだ場合次の仕訳を得る。

(借) 当期利益金	500,000	(貸) 回転出資金	300,000
		普通貯金	200,000

かくのごとくして組合は資本力を増加することができるが、回転出資金の会計上の本

質は預り金的性格を持っている。しかし形式上は資本勘定に入るものである。協同組合運動の先進国デンマークにもこれと酷似した制度がある。もっとも同国では我国のように法規によるものではなく、個々の組合の定款によっている。同国の北ユーランの Mors 島の Sobjirg にある 1913 年設立の ソルビヤ製酪協同組合 (Solbjerg Andels Meijorl) の定款第 8 条第 2 項から第 5 項にかけて次の規定がある。

「毎年の会計年度の終りに際し、理事会の決定により組合の売上げ高の 1% の金額を新規購入用、あるいは経営資本金として特別会計に繰入れられる。その口座に繰込まれた金額は、協同資本金取扱いの下に置かれる。

組合の貸借対照表を作る基礎として、組合の所有財産を含めた協同資本金口座を設ける。

各組合員は協同資本金口座に各々の特別口座を持ち、過去 10 年間の牛乳出荷量に基づく組合資産の分担額が記される。

各組合員の口座に記された金額は、10 年以上にわたって毎年同額の支払い額をもって償還される。

協同資本金口座は、毎年、同口座の支払い後の額と組合所有資金の差額に相当する金額を記入する。その金額は前年度の出荷牛乳量に比例して各組合員の特別口座の中に記入される。

各組合員の特別口座に初めからある金額が償還されたとき、次期会計年度からは、この口座設立第 1 年目に支払われた金額が支払われ、次年度には口座設立 2 年目に記入された金額が支払われ、かく継続される。」

この規定は継続性をもつもので、資本維持の会計が如実にあらわれている。

さらにまた、同国の屠殺協同組合定款第 2 条第 4 項は同趣旨の規定を有する。即ち

「適当な経営資本金を集め、かつ、維持するために、理事会は 1951 年 1 月 1 日以降、出荷された豚 1 頭につき 1 クローネを天引する権利を持つ。天引された金額は 5 年間屠場経営に使う特別口座に繰入れる。第 6 年目の満期に至り、5 年間天引された金額の中、1 年目の金額を、第 6 会計年度の後払い金と共に支払いかえ、毎年継続される結果、この口座に常に 5 年間に出荷された豚 1 頭につき 1 クローネの金が年度変更に関わりなく、存在することとなる。」

ちなみにわが国の農協法の規定 (第 52 条の 2 の第 2 項) が利用分量配当金の充当期限を、上記規定の天引期間と同じく 5 年としているのも興味がある。尚利用分量配当金

は、預り金的性格を持った資本勘定と述べたが、上記屠殺協同組合定款規定の同条第5項に次の規定があって、経営資本金口座の組合員の金につき負債的性格を帯びていることが認められる。即ち、

「組合の閉鎖、破算精算に際しては、経営資本金口座にある組合員の金は他の債権者に対する負債と同じく、組合の債務となる。」

#### 四 持分の計算について

協同組合の会計は、組合員の醸出する出資金を基本として運営され、組合員の利福を計ることを主眼として運営される限り、組合自体の利潤の追求蓄積は当然に副次的にしか計られるべきはではなく、この意味で会社等の営利企業体と異なり、組合員の出資金及びその運用によって得られる利益金の処分に伴う組合員への配当、また組合員の加入、脱退の場合の賦課及び払戻しなどの問題が独自の重要性を持つことになり、組合員の持分の計算は協同組合会計の中心課題となって、資本維持の簿記といわれる協同組合簿記にあらわれきたるのである。

持分計算において対象となるのは、払込済出資金、法定準備金、特別積立金及び繰越利益剰余金であって、納税引当金、退職給与引当金のごときは除かれる。けだしこれらは負債性の引当金として、組合員個々の持分と関係せしむべきでないとの趣旨に出づるものであろう。教育情報費用繰越金については肯定説と否定説とがあるが、翌事業年度に支出されるものである限りは、計算の対象としないとの否定説に賛成したい。資産再評価法による再評価積立金は、資産再評価法第102条、第107条、第109条の諸規定により、組合員の脱退により出資の持分の払戻しをする場合には再評価積立金を取崩すことができることとなっているので、持分計算の対象となるべきものである。しかしここに生起する隘路として、脱退する組合員へ払戻しすべき資金が欠如している場合に抽象的な金額である再評価積立金を取消したら組合の存立を危くする虞れがあることである。この場合に限り、持分計算の対象としない便法を採るべきだとの説がある。卑見によれば、組合の資本維持の原則からも、十分意義ある便法であることは認めるが、純理の上からは、必ずしも納得でき兼ねる。この問題は結論的には、組合の実態実情に応じて定款にて規定するのが適当であらう。

次に持分の計算方法に移るが、これには改算式持分計算法と加算式持分計算法とがある。この二つの方法を要述すると下の通りである。

(ア) 改算式持分計算法。 毎事業年度末に正味財産を出資口数のみを基準として更改

算定する。すなわち正味財産を出資総口数にて除し、出資一口当りの持分を計算する。組合の利用量に無関係であり、一口当りの持分は均等であるから、この計算方法を均等式持分計算法ともいう。

$$\frac{\text{正味財産}}{\text{出資総口数}} = \frac{\text{払込済出資金} + \text{法定準備金} + \text{特別積立金} + \text{繰越剰余金}}{\text{出資総口数}} = \text{一口当り持分額}$$

$$\text{一口当り持分額} \times \text{甲某の出資口数} = \text{甲某の持分額}$$

尚損失の場合は

$$\frac{\text{払込済出資金} - \text{繰越損失金}}{\text{出資総口数}} = \text{一口当り持分額}$$

の式となる。

この計算方法は、持分台帳を必要とせず、かつ計算が簡単であるので、この計算方法をとる組合が多いようである。次に持分計算表を示し、その記入要領を記することにする。

持 分 計 算 表		財 産 科 目	按 分 率 ( 円 = 付 )
昭 和 年 度			

番 号	氏名	出 資 金			法 定 準 備 金			諸 積 立 金			そ の 他			按分額 合計
		標準額	按分額	照合	標準額	按分額	照合	標準額	按分額	照合	標準額	按分額	照合	

- (注) (1) 出資金の標準額は、組合員名簿記載の前年度末現在払込済出資額を記入する。
- (2) 出資金按分額は、その年度中に払込まれる額を記入する。
- (3) 法定準備金の標準額はその年度末現在の払込済出資額を記入する。
- (4) 諸積立金の標準額は、その年度中に組合員が払込んだ手数料、利用料及び取扱高を一定基準に換算したものの合計額を記入する。
- (5) その他は繰越損失金ある場合に記入されるに付き、その年度末現在の払込出資金額を記入する。
- (6) 按分額は剰余金処分により積立てられた法定準備金、特別積立金等に対する標準額との割合で、その計算の便のためには按分率を予め按分計算に都合よき方法をもって計算する。欄外に持分の対象となる科目及び按分率を出す。
- (7) 按分率は標準額1円に対する比率を出すこと。  
(算例——法定準備金) 払込済出資金額 100,000 円, 甲組合員の払込出資



以上二つの持分計算法について考えてみるに、改算式は計算が単純で、上記の持分台帳も要せず帳簿が少なく済むので複雑をきらう一般人受けのする長所があり、このために普及性があるわけであり、この点十分根拠あるものと認むべきである。しかし、協同組合は本来組合員の自発的意思によって組合員の福利増進を計るという積極的使命と理想とがあることを考えると、単なる出資額に基づく計算法は、上記理想と使命に十分合致するものと認めることはできない。組合員が如何ほど組合を利用したかを計算に入れることを適当と考える。この点を考慮した加算式計算法は協同組合の理論に合致するものといえるであろう。ただ加算式において法定準備金について改算式のように出資額主義によっているのは問題である。本来協同組合の法定準備金と特別積立金は、それぞれ株式会社の法定準備金と任意積立金とその成立存立の理念は異なることなく、いずれもそれぞれ利益金乃至剰余金によって財政基盤を鞏固にするために設定せられるものであることを考えるとき、加算式において、法定準備金も、特別積立金同様に利用分量による計算法を取っても格別の不都合あるものとは考えられない。少なくともそうする方が上述のごとき組合の理想と使命とにより一層合致するように思われる。加算式の利用分量による計算法についての問題は、手数料、組合の施設・設備の利用料、取扱高についての単純合計額によるのか、あるいはこれらにそれぞれの比率を規定しおいてその比率計算に基づく合計額によるかの問題である。勿論、定款の規定にまつべき事柄であるが、計算の複雑化を避ける上からは前者の方が望ましいといえよう。

#### 四、売買事業における共同計算方式について

協同組合事業においては、志を同じうする組合員は、その購買や販売の面で共通要素をもつがゆえに、組合として、これらの購買・販売において、また、ひいてはその精算において共通の勘定によって処理され得ることは自然の理というべきであろう。次に問題点となるこれらの主なる場合の概要とその簿記上の処理とを示し論ずることとする。

##### (1) 予約申込みと概算金の受入れ

①〔予約申込み〕委託者から「肥料共同計算予約申込書」を提出させ、同時に概算金を受け入れ、普通貯金で処理する。

〔例〕概算金 鈔3,500,000 を受け入れる。

現	金		
(借)	または	3,500,000	(貸) 普通貯金(肥料口) 3,500,000
	普通貯	金	

②〔予約注文〕予約申込書から「共同計算購買集計表」を作成して、品目数量を算出して経済連に予約申込みをする。

③〔委託者別共同計算購買精算帳の整理〕予約申込書によって、この帳簿に委託者別に予約数量、受入概算金などを記入整理する。

(2) 現品の受入れと引渡し

①〔荷受け〕経済連から現品が到着したら、出荷案内書と照合し、その着荷を確認する。

②〔受入起票〕経済連から計算書（信連預金引落通知書）を受領したら、これにもとづいて、共同計算購買品元帳の受入数量、概算単価、概算金額などを記入し、次の仕訳を行なう。

〔例〕購入価額 ¥3,200,000 の預金引落通知書を受け取る。

（借）共同計算購買 3,200,000 （貸）預金（普通預金） 3,200,000

③〔引取運賃・諸掛〕引取運賃諸掛などを支払った場合は、共計勘定で処理し、共計購買品元帳の各品目に按分して記入する。

〔例〕引取運賃諸掛 ¥3,700 を現金で支払う。

（借）共同計算購買 3,700 （貸）現金 3,700

④〔現品引渡〕現品を委託者に引き渡すときは、送り状（2枚複写）の1枚を同時に渡し、1枚に受領印をもらう。送り状によって、共計購買品元帳の払出欄と委託者別共計精算帳の引渡数量欄に記入するのみで、仕訳は必要としない。

⑤〔配達運賃諸掛〕配達運賃などの供給に要する諸掛は、ア 原則として手数料に含めて徴収して、共同計算購買勘定にプールせず供給費で処理するが、イ 手数料に含めず、共同計算にプールする処理法もある。

〔例〕配達運賃 ¥5,000 を現金で支払う。

ア（借）購買費用（供給費） 5,000 （貸）現金 5,000

イ（借）共同計算購買 5,000 （貸）現金 5,000

惟うに、会計学上、簿記学上の通念に照らし、配達運賃諸掛を手数料に含める処理は避くべきで、ことにこのために記帳手続を繁雑にすることはなく、むしろ経理内容を一層明晰ならしめるものであり、かつまた、共同計算購買勘定は、本質上共計購買の委託者に対する債権を内包するものである以上、配達運賃も手数料も委託者に対する組合の債権をあらわすものであるから、これらの勘定を共同計算購買勘定に所属させるイの処

理法を採るを可と考える。アの処理法に従い、配達運賃諸掛を手数料に含めたり、供給費という幅広い勘定による処理法は、一般受けし易いであろうが、簿記会計は何よりも真実を最も克明丹念に表示することが第一であり、ことにこのために手続きに繁雑を来すほどのことがないから、ア法を採るには賛成し兼ねる。実務を考慮し、農協簿記の普及伸展の観点に立っても、この段階まで入り込んで来た記帳者にとって両者の難易の差はまったく言うに足りないものと思われるゆえ、むしろこの段階まで進み来りたる記帳者にとって簿記会計の科学的理解と把握に馴致せしめることが肝要と信ずる。

手数料と共同計算購買に関するこの問題は組合が精算するときにも当然に適用される。即ち、共同計算精算書を集計し、共計購買品元帳を締め切り、合計を算出して両者を照合し、共計勘定を普通貯金と振替決済すると同時に、購買手数料を除いた金額で取扱高を表示されることになり、下の仕訳例を示すことを得る。

〔例〕普通貯金 $\yen$ 3,500,000, 共同計算購買勘定 $\yen$ 3,650,000, うち購買手数料 $\yen$ 150,000の内容で精算する。

(借) 普通貯金(肥料口) 3,500,000	(貸) 共同計算購買 3,650,000
購買未収金 150,000	

諸掛、手数料、共同計算に関するこの問題はまた、販売の場合にも当てはまる。いま、共同計算販売勘定の精算についていうと、精算単価を受託販売元帳を締め切って、委託者別販売数量に乗じて精算額を算出し、次の仕訳をして精算金を貯金に振り込む。同時に共同計算販売元帳の販売額合計で取扱高の起票をする。

〔例〕共同計算販売勘定残高 $\yen$ 1,500,000, 仮渡金 $\yen$ 1,000,000, 立替金 $\yen$ 50,000, 仮渡金利息 $\yen$ 20,000, 手数料 $\yen$ 45,000, 共同計算販売元帳の販売額合計 $\yen$ 1,550,000

(借) 共同計算販売 1,500,000	(貸) 普通貯金 385,000
	販売仮渡金 1,000,000
	販売立替金 50,000
	販売収益 (販売手数料) 45,000
	事業外収益 (経済受取利息) 20,000

ここで、共同計算販売勘定は、前記の共同計算購買勘定が、委託者に対する債権勘定であるのに対し、委託者に対する債務勘定であることはいうまでもない。即ち、ある一定期間に取り扱う販売品の代金をプールして、貸方に販売代金、経済連からの仮配分金などを記入し、借方に委託者の出荷数量に平等に負担させられる運賃諸掛の立替金を処



理し、精算完了によって消滅する勘定なのである。

## 五、評価と原価算定上の隘路

### (1) 精算単価算定法と評価について

次に共同計算販売に関連し、精算単価算出法の問題をあげたい。即ち、共同計算期間が終了したら、共同計算販売元帳を締め切り、品目別・銘柄別・等級別などの精算単価を算出するが、これには次の方法があげられている。

ア 標準格付評価——各等級銘柄にあらかじめ格差をつけておき、一つを標準格付して逐次他の単価を算出する。(A品を標準格付)

$$A \text{ 品精算単価} = \frac{\text{精算総金額} + (A \text{ 品} \cdot B \text{ 品格差} \times B \text{ 品数量})}{\text{総数量}}$$

$$B \text{ 品精算単価} = A \text{ 品精算単価} - A \text{ 品} B \text{ 品格差}$$

イ 点数評価——各等級銘柄に予め点数をつけておき、その一点あたりの精算単価を出す方法。

$$\text{精算単価} = \frac{\text{精算総金額}}{\text{総点数(点数} \times \text{数量の合計)}} = (x)$$

$$A \text{ 品精算単価} = (x) \times 10 \quad (\text{注}) \text{ A 品を 10 点とした場合}$$

ウ 等級別点数評価

$$\text{精算単価} = \frac{\text{等級別精算総金額}}{\text{等級別総点数(等級別点数} \times \text{数量の合計)}}$$

エ 等級別または銘柄別評価

$$\text{精算単価} = \frac{\text{等級別} \cdot \text{銘柄別精算総金額}}{\text{等級別} \cdot \text{銘柄別総数量}}$$

次に上記算出諸方法につき卑見を述べたい。当てはめる適例として北海道の著名なる農産物たる小豆を引用する。北海道の小豆は地域・成育時期等の諸条件から冷霜害を受け易く、また温度の差少なからざる北海道内の各成育地、また山岳地物と平野成育物などの差があって、霜害といっても、受けずに済む物と比較的軽度のものとは重症物との差が生じ、ここに一等品、二等品の平年、豊年時の外に、三等、四等、五等品と生じ来るのである。これら各等品の価格、単価決定が問題とならない年はほとんどないが、今この事実を資料として上記算出方法に当てはめて考えるのは決して妥当性を欠くものではない。上記諸方法中のA品・B品をここで二等品と三等品とにおきかえて考え、論ずる

のが実感を呼び起すことになると思うのでかくすることにする。まず、格差の決定は、不作、凶作の場合、商品自体の格差よりもむしろ商品市況に著大に影響され、凶作時には特に商品市況は不安定となる傾向を持つものであるから、かかる場合にはアの単価の出し方は公正さを欠くものになり易いことを指摘せざるを得ない。豊作の場合には余り問題は生じない。イの方法についても概して同じことがいえるが、欠陥のあらわれるのがやや少ないように思う。ウの方法はやはり各等級の点数のつけ方に問題があるが、これが科学的に行なわれるようになれば一応無難な方法といえよう。エの方法は最も無難な方法であると思うが、反面市況に反応できない欠点を持つ。逆にいえば余り相場の変動なき農産物については最も公正を期し得られる単価算出ができるように思う。アイウエの四方法は一応順に市場性強きものから弱いものへの適応した算出方法、別言すれば、アイウエの順に市場相場の影響強きものに適したものの順になっているといえよう。北海道をはじめとする我国の小豆は価格決定に市況の影響きわめて強いものであるから、上から順に適しているということがいえる。しかし、農産物の中には米のように市況の影響がまったくといってよいほどない重要産物もあり、市況の影響を受くる度合はさまざまであり、従って結局は、商品によって方法を選択すべき問題ということになる。この問題は農業協同組合組織の充実発展による農業の振興を計る見地に立てば最も重要な研究課題の一つである。

## (2) 加工事業における原価算定の問題点

組合員から農産物原料を受け入れて製造し、製品を販売した代金から、組合の手数料と加工に要した費用を控除して、原料の精算額を決定して支払う販売向受託加工の事業を農業協同組合で営むものが少なくないが、この加工方式によると、製造原価のなかでもっとも重要な原料費が、受託品のため、製品を販売して諸経費を控除した結果組合員への精算金としてはじめて確定するため、長期間にわたって製造原価管理ができない欠点があるため、この欠点を除去するため、「受託原材料費勘定」を設け、原料の受け入れと同時にあらかじめ決定しておいた概算単価（これを仕訳基準価格と称する）で、この勘定と「受託原材料未払金勘定」で振替仕訳をすることによって、精算までの原価管理を行なおうとする考え方がある。この考え方による処理方式に問題があるが、それを論ずるための段階としてこの考え方による加工の精算までの、各勘定の関連を示せば次のとおりである。



(借) 製造 勘 定 118,000 (貸) 受託原材料未払金 118,000

となり、④によって、

(借) 製品販売原価 400,000 (貸) 製 造 勘 定 400,000

の仕訳となる。

一体、販売高の確定があって後にその費用を確定するという事は学理上も実務上も根拠のあることではあるが、純乎たる営利企業体でなく組合員の福利増進を本来の使命とする協同組合の処理方式として考えるときに首肯しかねるものがある。卑見によれば、このような社会的使命を持つ協同組合は、収益の確定をまって費用を確定する処理手続は原則として採るべきでなく、あくまで数字によって真実の展開を表示することを建前とすべきものだと思う。上記例によっても組合員の受託原材料の精算金に余裕あるのを見て製造原価引いては販売原価を単なる会計操作によって人為的に増やすことによって販売益を少なくすることは組合、引いては組合員にも租税の面などに得をすることにもなるが、こういうことは何等か別の工夫によってすべきであろう。収益と費用との算出は企業会計の生命であり、これら企業の結成している組合は、相互の福利増進のためには多少共長期的展望に立ち、損益計算も真実の数字を常に出し合うことによって企業また、その所属する組合の合理化へ切磋琢磨をすることによって、組合員および組合の利益増進を計る立場に立ってこそその本来の目的達成が可能ではないであろうか。デンマークの協同組合の発展の歴史はこのことを暗示するものがある。商略的思考によって勘定記入額に影響を及ぼすことは少なくとも協同組合の会計理念としては正しくない。ただインフレ経済下で貨幣価値の変動激甚の場合には必要悪として認容すべきだと思うが、この場合は、時価による損益計算の勘定は別口として、本来のものと相並んで二重二様の勘定を持って、誤解を防止すべきものと考ええる。販売向受託加工の経理上の上述の隘路は、原材料を受け入れるとき確定した価格で仕切り精算し、組合の責任において製造し販売する加工、即ち仕切制買取加工において打開される。これは瓶詰・缶詰・畜産加工・醤油醸造などに適した方式のようである。

## 六、結語——今後の農協簿記の問題

稿尾掲記の諸資料により農業協同組合を中心とした協同組合の簿記の特色を明らかにし、その問題点となるべき箇所を提起し、卑見を加える叙述の展開を試みたが、不徹底性を痛感する次第で、本論における諸論点の体系的結論はさらに論点の充実を計った後

の機会にゆずり、ここではむしろ上記諸資料に基づき、これからの農協簿記のあり方を考え、卑見を述べて結びと致したい。

約1世紀におよぶ協同組合の歴史を持つ協同組合主義の先進国デンマークは、終始一貫農民の盛り上げる意思により、何等官憲の介入、法の規制によることなく、発展し来り、当然に組合は、企業的意欲に燃えて、運営され、世界に誇り得る実績を挙げた。わが国の農業牧畜業の振興に同国のこの歴史を鑑にすべきこと多きことを考え、わが国の農協の簿記は、企業簿記によらなければならないと思料するのであるが、本論の部で述べたように、組合の業種は雑多で、これら業種に適用さるべき簿記の種類を一覧表的に示すと次のとおりである。

信用事業……銀行簿記。 共済事業……保険簿記。 購買事業および販売事業……商業簿記。 加工・製造事業……工業簿記。 農業倉庫・利用事業・厚生事業・運送事業……サービス会計。 指導事業……予算会計（官庁簿記）

わが国では規模の比較的大きな農協——かなりの数に上る——では上記諸事業を併せ行なっているので、各事業部門ではその業種に応じて上記各簿記をとり行なわねばならないのであるが、よく行なわれているかどうか、大いに疑問の節（ふし）がある。しかし、学問上、理論上は、かく行なわれねばならないにもかかわらず、わが国で農協の簿記会計に関する文献で、この問題の徹底的解決を示した文献は見当たらないようである。従って上掲の各業種を併有するところの組合が各事業部門別の損益計算をすべきことを説き、各部門の合併の大綱的な決算報告書類の様式を示すにとどまり、合併精算の手續処理についての細かい解説指導は皆無のようである。ただ、企業簿記法により、いわゆる企業簿記の原理に則った大綱的な処理だけ示しているのが一般である。それで十分ではないかとの説を成す者は農協全般の問題、農協簿記の問題を学問的に考えている人ではないであろう。この事柄は農協簿記の基本問題の一つというべきであろう。この問題は、デンマークで発展を見たように、これらの業種が細分化して——たとえば、同国でのチーズ輸出組合とか飼料購入組合——いくことによって概ね解決を見る性質の事柄と思われる。とはいえ、そのために農協簿記上の問題として研究を進めるべき価値が失われるべきものではない。デンマークのように細分化していった場合には、保険簿記、サービス会計等の導入を充実、強化していくべきであろう。

記入門」 星三男著「農協簿記」 伏見章著「非営利法人の複式簿記」 田中義英著「複式農業簿記」 同「農業会計学」 西村博行著「農業会計——史的展望と現況」 伊藤勇夫著「現代日本協同組合論」 国際農友会編「デンマーク農業」